

各種ローン証書貸付 保証委託約款（株オリエントコーポレーション）（新旧対比表）

（下線部分が改訂箇所）

改訂前	改訂後
申込者は、次の各条項を承認の上、申込者が表記金融機関（以下、「金融機関」という）との表記金銭消費貸借契約（以下、「金銭消費貸借契約」という）により、金融機関に対して負担する債務について連帯保証することを<u>保証会社</u>に委託します。 第1条～第4条（略） 第5条（求償権の範囲） 申込者は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額および保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し、<u>保証会社が富山保証サービス株式会社</u>のときは年14.0%、保証会社が株式会社オリエントコーポレーションのときは年14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。 第6条～第9条（略） 第10条（反社会的勢力の排除） 1. 申込者及び連帯保証人は、申込者（申込者が法人にあってはその代表者含む）又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。 2～3（略） 第11条～第14条（略） <お問い合わせ窓口> <u>富山保証サービス株式会社</u> <u>〒933-0021 富山県高岡市下関町3番1号</u> <u>TEL0766-26-1533</u> （略）	申込者は、次の各条項を承認の上、申込者が表記金融機関（以下、「金融機関」という）との表記金銭消費貸借契約（以下、「金銭消費貸借契約」という）により、金融機関に対して負担する債務について連帯保証することを、<u>株式会社オリエントコーポレーション（以下、「保証会社」という）</u>に委託します。 第1条～第4条（略） 第5条（求償権の範囲） 申込者は、保証会社が保証債務を履行したときは、当該保証債務履行額および保証債務の履行に要した費用並びに当該保証債務の履行日の翌日から完済に至るまで、当該保証債務履行額に対し<u>年14.6%の割合による遅延損害金を付加して保証会社に弁済します。</u> 第6条～第9条（略） 第10条（反社会的勢力の排除） 1. 申込者及び連帯保証人は、申込者（申込者が法人にあってはその代表者含む）又は連帯保証人が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団等、<u>テロリスト等、日本政府または外国政府が経済制裁・資金凍結等の対象として指定する者、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」という）に該当しないこと、及び次の何れにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。</u> 2～3（略） 第11条～第14条（略） <お問い合わせ窓口> <u>（削除）</u> （略）